

2 杉並第 17802 号  
令和 2 年 6 月 29 日

居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所 各位

杉並区保健福祉部介護保険課長  
秋吉 誠吾  
(公印省略)

**新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 11 報）（介護保険最新情報 Vol. 836）の留意事項及び具体的取扱いについて（追加事項）**

令和 2 年 6 月 1 日付杉並区保健福祉部介護保険課長名通知「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 11 報）（介護保険最新情報 Vol. 836）の留意事項及び具体的取扱いについて」において、留意事項等をお示したところですが、この度東京都より追加で厚生労働省振興課へ疑義照会した内容の情報提供がありましたので、以下のとおりお知らせいたします。

**東京都から厚生労働省振興課への追加の疑義照会の回答**

**【疑義照会内容】**

問：第 11 報の問 5 に該当し居宅介護支援費（介護予防支援費）の基本報酬を算定する場合、加算（初回加算や特定事業所加算等）も算定することが可能か。

答：本取扱いは基本報酬のみ算定可能であり、加算を算定することはできない。

※なお、初回加算については、その後のサービス利用の実績があった時点で算定可能である。

【例】3月に初回のケアプランを作成した場合で、3～5月のサービス利用実績が無く、6月に初めてサービス利用実績があった場合

3月及び4月実績分は基本報酬も含めて算定不可（5月実績分からの適用のため）

5月実績分は基本報酬のみ算定可

6月実績分から基本報酬＋加算等を算定可（この際に初回加算を算定可）

以上

問合せ先：杉並区保健福祉部介護保険課

電話 03（3312）2111

給付係 内線 1334

事業者係 内線 1337

指導係 内線 1314